

未来へ想いを  
つたえたいを  
…

# 相続定期預金

適用金利

店頭表示金利

＋プラス 年 **0.15%**

お取扱い期間 2019年4月1日(月)～2019年9月30日(月)

## ご利用いただける方

個人(個人事業主含む)・相続資金を受け取られたご本人様

## ご預金の種類

スーパー定期預金・大口定期預金

## お預入金額

相続により取得した金額の範囲内といたします。また相続により取得した有価証券等の売却資金も対象といたします。

※相続人が相続開始以前より保有していた預金等は対象外です。  
※金融機関での相続手続き完了後6ヶ月以内に相続により取得した資金に限ります。

## お預入期間

1年(元金又は元利金継続の自動継続)

## 必要書類

- ①本人確認資料
- ②取引印
- ③「金融機関での相続確認時期」「預け入れる顧客が相続人であること」「相続により取得した金額」が確認できる書類  
(例)遺産分割協議書の写し、戸籍謄本の写し、遺言書、金融機関に提出した相続依頼書類の写し、被相続人名義の解約済み通帳または計算書など。

※満期日前に解約された場合には、当金庫所定の中途解約利率を適用します。 ※店頭表示金利は金利環境の変化により、今後変更されることがあります。  
※お利息には復興特別所得税(2037年12月31日までの期間)が課税されますので、20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金がかかります。